

## 介護職員のキャリアアップのための支援（主なもの）

令和 8 年 3 月 山口県長寿社会課地域包括ケア推進班

### ■認知症介護に関する研修

介護事業所の従事者が、認知症高齢者等の介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための研修を行う。

研修名		対象	内容
指定実施機関	認知症介護基礎研修	新規に認知症介護に従事した者	認知症介護に関する基礎的な知識・技術と実践方法
	認知症介護実践研修	実践者研修	認知症の原因や容態に応じ本人や家族の生活の質の向上を図る対応や技術を修得
		実践リーダー研修	介護職員等であって一定以上の期間の実務経験を有し、認知症介護実践者研修を修了している者

※いずれも、指定実施機関が実施するが、来年度の受講者募集は「かいごへるぷやまぐち」にて案内予定。

※令和 3 年 4 月から、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられた。

※令和 6 年 4 月から、「介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から 10 年以上かつ、1,800 日以上の実務経験を有する者」については、認知症介護実践者研修を修了していない場合も実践リーダー研修を受講することが可能となった。

### ■介護員養成研修受講料の助成（介護員養成研修支援事業）

介護事業所が、所属する初任段階の介護職員（介護関係の資格を有しない中途採用者や高校新卒採用者等）に「介護員養成研修（介護職員初任者研修 及び 生活援助従事者研修）」を受講させるために負担する受講料等に対し、支援を実施する。

申請者	事業者
助成対象	介護事業所が、所属する初任段階の介護職員（介護関係の資格を有しない中途採用者や高校新卒採用者等）を「介護員養成研修（介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修）」を受講させるために負担する受講料等 ＜助成対象＞ 受講料、テキスト代、修了試験代、実習費等
	なお、助成対象となるのは、令和 7 年 4 月から令和 8 年 2 月末までに研修を修了した者に限る。
助成額	介護職員初任者研修 1 人当たり 5 万円以内 生活援助従事者研修 1 人当たり 3 万円以内
助成人数	130 名程度

※研修の受講者募集、受講料の助成申請の詳細については、「かいごへるぷやまぐち」でお知らせします。